

## 表現・言論の事前規制に反対する緊急アピール 人権擁護法案再提出について

数々の問題点が指摘され、2003年に廃案になった「人権擁護法案」が、根本的な欠陥をそのままに、与党(自民、公明)により承認の上、閣議決定され、国会に再提出されようとしています。前回の法案提出に際して、日本劇作家協会は演劇関連9団体と共に反対アピールを発表しましたが、今回再提出された法案に対しても、以下の二点において重大な問題があると考えます。

その第一は、法務大臣などの「国の行政機関」が、国民全体の表現の規制に関与し、取り締まる対象やその根拠が恣意的に解釈できる内容であることです。

立ち入り調査などを含む大きな権限が「法務大臣の所轄に属する人権委員会」にあり、「行政機関からの人権委員会の独立性」を損なう恐れや「官僚主導の調整」が懸念されます。人権委員会を内閣府の外局に設定しても、表現の規制に対する行政関与の問題は変わりません。「差別的表現に対する事前規制」が国の機関によって行われるということは、「何が差別かを国が決める」ことに繋がり、民主主義にとって非常に危険なことと言えます。こうした事前介入は、世界の趨勢にも逆行しています。差別表現に関しては、当事者間の話し合いで解決できる場合もあり、現行の民事や刑事の裁判で充分対応が可能です。

「差別的な言動・表現」及び「差別を助長する言動・表現」は、線引きのしにくい、デリケートな問題です。また「差別を目的とした言動・表現」かどうかについての判定も非常に困難です。

今年の1月に南野法務大臣は、ハンセン病について、「らい」という表現を用いたことに対し、「差別を目的として言ったのではない」として謝罪しました。この謝罪は、法務大臣という立場や公的な影響力を考えれば、当然のことです。(ハンセン病は過去の国の政策が差別を助長するものであったと批判を受け、国もその誤りを認めています)しかし、この表現が持つ差別の歴史を知らない人の発言だとしたらどうなるのか。その人が二十歳以上の社会人であったなら、当然持つべき常識と見なされ、「差別または差別助長表現」をしたとされるのか。

そうした無数の事例を「事前に明確に定義」出来る根拠はなく、「差別表現・言論の事前規制」は、運用面でもその有効性に欠けるものです。

また、これらの事前規制は、差別がある現状、差別があった歴史を描く上での妨げとなり、差別の隠蔽、差別の拡大・助長につながる危険性もあります。

第二に、「メディア規制につながる」と批判された、犯罪被害者や家族等へのプライバシー侵害、過剰な取材についての規制部分は、当面の凍結を附則に定めるとのことですが、解除する可能性を含んでいる以上、メディアに対する萎縮効果及び、事実上の言論表現の自由の侵害に繋がるのは明らかです。

そもそも、「人権擁護法案」はわが国における人権侵害(刑務所での虐待や出入国管理当局による不適切な処遇など)について、国連人権委員会から法務省が度重なる勧告を受けたことに端を発しています。密室での生命財産の危険がある場合、人権委員の立ち入り調査の権限は当然のことです。しかし、法務省の主導により、行政を監視するための法案が、あたかも行政が国民を監視するための法案であるかのような機能を持ち、「差別表現・言論の規制」や「メディア規制」を含むものに質を変えられてしまいました。

この法案が「自分ではどうすることもできない状況に置かれ、人権侵害により生命の危険がある人々」や、「人種、国籍、生まれなどにより、いわれのない差別を受け、苦しんでいる人々」を救うためのものだという原点を忘れるべきではありません。

この法案の構造上の欠陥は明らかであり、条文の削除や小手先の修正で変更できる問題ではありません。法案を廃案とし、行政による表現・言論の事前規制やメディア規制のない、かつ国連勧告に添った、行政から独立した公正な立場を保ちうる監視機関を持つ、新たな「人権擁護法案」の成立を求めます。

日本劇作家協会・日本人形劇人協会・日本新劇俳優協会  
協同組合 日本脚本家連盟・社団法人 日本放送作家協会・協同組合 日本シナリオ作家協会

表現や言論の各団体にこのアピールを広く呼びかけていく予定です。

2005年3月16日